

8. 公共交通に関する事項

8.1 立地適正化計画における公共交通の位置付け

本市の公共交通のこれまでの取組

本市では、多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向けて、平成 22(2010)年 11 月に総合都市交通計画を策定、25(2013)年 9 月に公共交通利用促進条例を制定し、公共交通の利用促進に資する種々の施策に取り組んでいるところです。

このような中、国においては、居住や都市生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編により、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを後押しするため、26(2014)年 8 月の都市再生特別措置法の改正により立地適正化制度が創設され、26(2014)年 11 月には、地域における公共交通ネットワークの再構築を目的とした、地域公共交通活性化再生法が改正されました。

本市では、これに基づき、27(2015)年 3 月に地域公共交通網形成計画を策定し、交通結節拠点の整備や現行バス路線の再編など、さらなる取組を進めています。

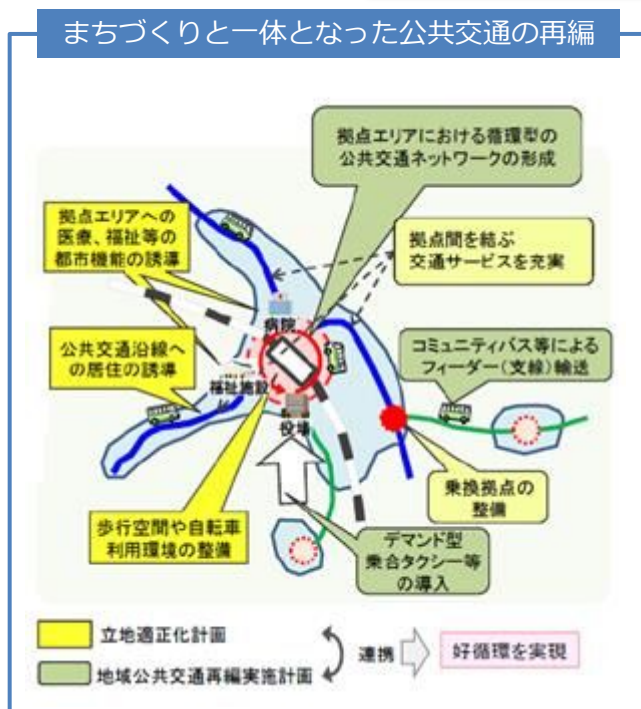
地域公共交通再編実施計画と立地適正化計画の連携

今後、本計画と整合性を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの考えの下、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

コンパクトなまちづくり



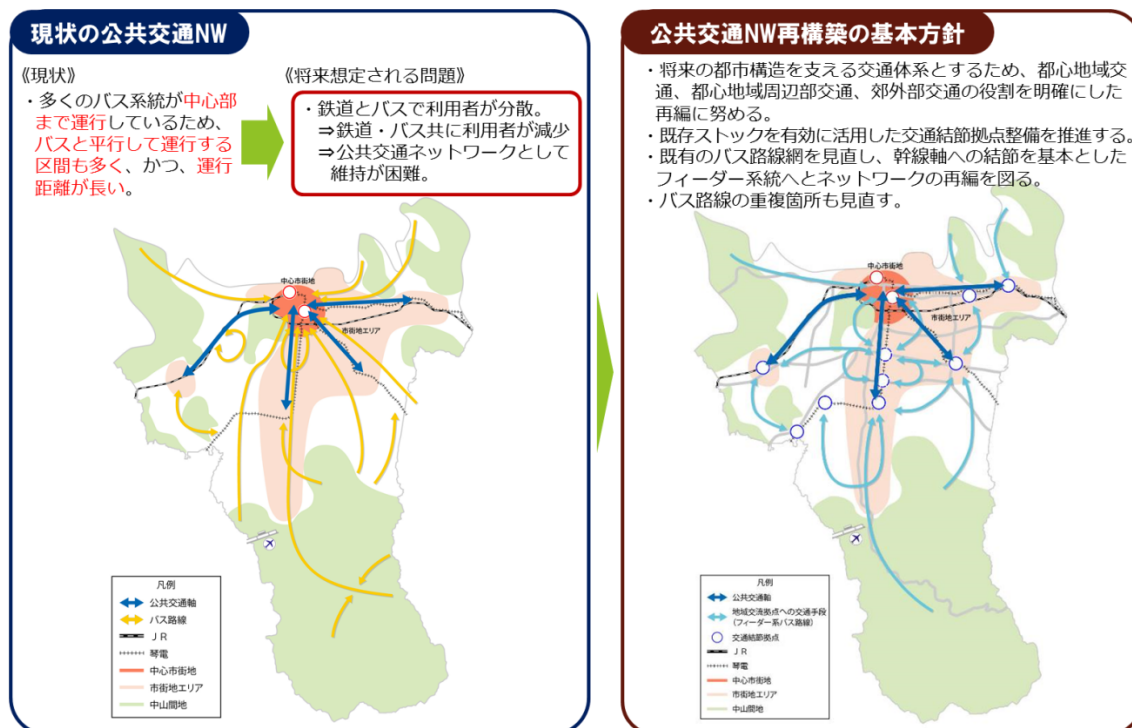
公共交通を中心とした
面的な交通ネットワークの再構築



出典：国土交通省資料

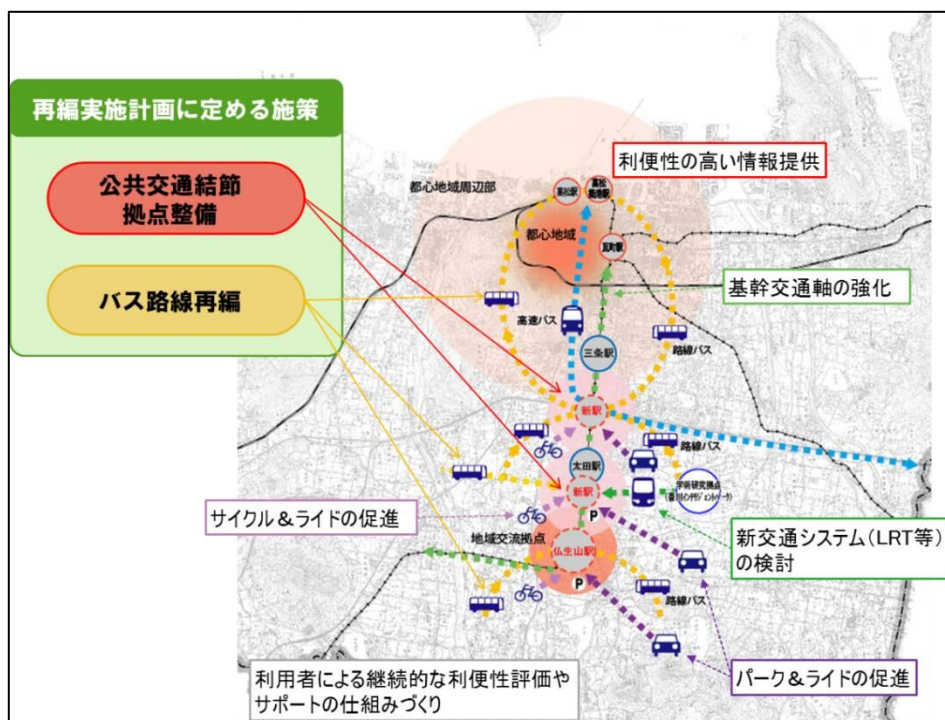
8.2 地域公共交通再編実施計画の施策展開イメージ

(1) 公共交通ネットワーク再構築の基本方針



出典：高松市地域公共交通再編実施計画

(2) 地域公共交通網形成計画に定める8つの重点施策



出典：高松市地域公共交通再編実施計画

